添　付　資　料

川内原子力発電所　２０２６年度 第２回
新　燃　料　輸　送　計　画　書

２０２６年　９月

九 州 電 力 株 式 会 社

目　　次

１．概　　要　……　１

２．輸送及び荷役要領　……　１

３．連　絡　体　制　……　３

４．異常時措置要領　……　３

５．荷送人、荷受人　……　４

６．添　　付　　図　……　５～９

図－１　輸送容器構造図（ＭＦＣ－１型）

図－２　輸送船積付図（例）

図－３　通常時及び異常時連絡体制

１．概　　要

川内原子力発電所において使用する新燃料集合体を燃料加工会社である茨城県那珂郡東海村の三菱原子燃料株式会社から鹿児島県薩摩川内市久見崎町の川内原子力発電所へ輸送します。

（１）輸　送　数　量

川内１号機（第３３領域）　４０体（輸送容器：２０個）

（２）輸 送 予 定 時 期

発送地出発：２０２６年１０月１９日
発電所到着：２０２６年１０月２３日

（３）輸　送　経　路

三菱原子燃料（株）	～	公共港	－	ﾄﾗｯｸによる陸上輸送
公共港	～	川内原子力発電所	－	新燃料輸送船による海　上　輸　送
川内原子力発電所			－	ﾄﾗｯｸによる陸上輸送（発電所構内輸送）

（４）輸 送 事 業 者

三菱原子燃料株式会社

（５）輸　送　容　器

新燃料の輸送は専用の輸送容器（１容器当たり新燃料集合体２体を収納）を使用して行います。（図－１参照）

なお、輸送容器の線量当量率は次のとおりです。

輸送時の線量当量率	法令による制限値
容　器　の　表　面	２ mSv/h 以下
容器表面から １メートルの位置	0.1mSv/h 以下

２．輸送及び荷役要領

輸送に当たっては、核燃料物質等車両運搬規則、危険物船舶運送及び貯蔵規則、その他関係官庁の指示、指導を遵守します。

また、作業の実施に当たっては、本輸送物の特性、即ち精密構造物である点、国際規制物資である点、放射性物質である点等を考慮し、熟練した責任者、優良な運転手及び作業員を従事させるとともに事前の放射線防護教育等の十分な教育訓練を行い、万全を期して安全な輸送を実施します。

（１）陸　上　輸　送（発送地側：燃料加工会社～公共港）

① トラックに輸送容器を２個積載します。

② 運行に当たっては、始業点検を確実に実施し、放射線技術者及び運行責任者（熟練した放射性物質輸送経験者）を同行させ、交通規則を遵守します。

③ 輸送車列は１隊列８台以下になるように伴走車、積載車を配して編成します。

④ 陸上輸送時は、輸送容器の前後方向及び上下方向の移動を防止する措置を講ずるとともに、輸送容器上部に緩衝材を当て、転落、転倒等のおそれがないように固縛します。

（２）荷　役　要　領

① 公共港の所定の待機場所に燃料集合体積載トラックが到着したのち、輸送容器の外観及び線量当量率に異常のないことを確認後、トラックを所定の待機場所より岸壁に誘導し、予め準備したトラッククレーンを使用し、本船上船艙内に輸送容器を積載します。（図－２参照）

② 輸送容器の船艙への固縛については、輸送容器と輸送容器との間に緩衝材を当て、移動、転倒等のおそれがないように固縛します。固縛終了後は、地方運輸局の積付検査を受検します。

（３）海　上　輸　送

① 運航に際して船長、船長と同等の技能を有し船長の補佐を行う航海士及び荷送人同行者が乗船します。

② 船長は、予定運航経路全域に亘り、気象状況、潮流、航路標識、他船舶航行状況等の情報を取得し、安全運航を行うものとします。

③ 荷送人同行者は放射線管理とそれに必要な措置について、船長を補佐します。

（４）陸　上　輸　送（発電所構内輸送）

① 船艙内で輸送容器の線量当量率、外観検査を行い、異常の有無を確認します。

② 船艙内の輸送容器を予め準備したトラッククレーンで吊上げ、トラック上に固縛します。

③ トラック上、船上及び船艙内に各々合図者を配置し、その合図に従って玉掛け及びクレーン操作を実施します。

④ 輸送作業は、トラック５台に輸送容器を２列１段計２個積載して実施し、トラック１台に対し先導車１台を配置します。

⑤ 輸送に当たっては、輸送に従事する者及び輸送に使用する車両以外の車両の輸送経路への立入りを制限します。また、輸送は構内制限速度を厳守し、低速にて行います。

（５）輸　送　経　路

陸上及び海上輸送については、安全な輸送経路にて行います。

３．連　絡　体　制

通常時及び異常時連絡体制に従い連絡を実施します。（図－３参照）

４．異常時措置要領

（１）陸 上 輸 送 時

交通事故、火災等が発生した場合は、次の異常時の措置をとります。

① 車両が火災を起こし、又は延焼のおそれがある場合には初期消火または延焼の防止に努めるとともに、消防署に通報します。また、核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には必要に応じて安全な場所に移し、縄張り、標識等を設け、関係者以外の者が立入らぬよう見張りを立てます。

② パンク、エンジントラブル等車両が故障した場合は、故障車両の後に非常停止表示器材を置くとともに交通整理を行い早急に修復します。

（２）海 上 輸 送 時

船舶の衝突、火災等が発生した場合は、次の異常時の措置をとります。

① 事故の拡大防止に必要な措置を速やかに行うとともに、最寄りの海上保安官署に通報します。

② 船内事故発生の場合は、事故現場を遮断し、関係者以外の立入り防止措置及び核燃料物質の盗取防止措置を行うとともに、最寄りの海上保安官署に通報します。

③ 火災が発生した場合、消火または延焼防止に努めるとともに、最寄りの海上保安官署に通報します。

④ 座礁、衝突等の海難事故が発生した場合は、輸送物の管理に万全を期し、防護材等により保護するとともに、速やかに最寄りの海上保安官署に通報し、指示を仰ぎます。

⑤ 万一の場合に備え、サルベージ船の出動を準備します。

⑥ 付近の船舶に状況を知らせ、危険防止に努めます。

（３）特定事象発生時

原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合は、三菱原子燃料（株）及び川内原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」に基づき、原子力防災管理者は適切な対応と通報連絡を行います。

なお、川内原子力発電所の原子力防災管理者は、発電所構内輸送時の対応を行います。

（４）その他

地震・津波が発生した場合は、必要に応じ適切な対応措置を行います。

（５）異常発生時の通報要領

異常発生時、運行責任者又は船長は、核燃料物質による汚染防止に必要な措置を講ずるとともに異常時連絡体制により、次の内容を正確に通報します。

①異常の発生時刻及び場所

②異常の原因及び状況

③異常の拡大性の有無

④死傷者及び汚染者の有無

⑤異常に対して講じた措置

⑥連絡者の氏名

また、車両・船舶故障、道路の不備、海象条件の悪化等により予定どおり運搬ができなくなった場合には、出発地または到着地の警察本部及び海上保安部並びに最寄りの海上保安官署に速やかに連絡します。

５．荷送人、荷受人

（１）荷　送　人

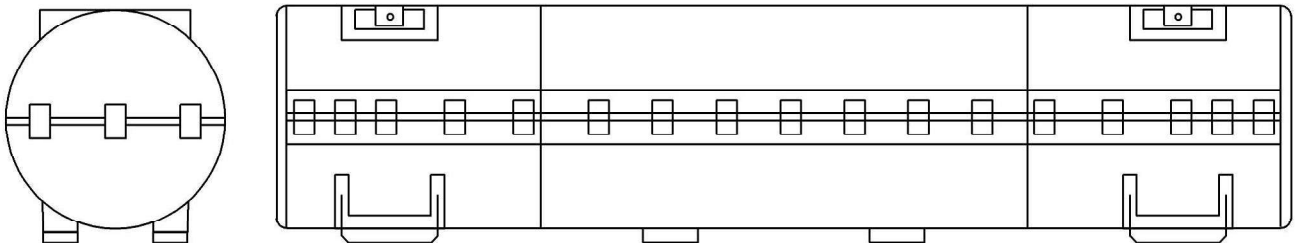
名　　称　　三菱原子燃料株式会社

（２）荷　受　人

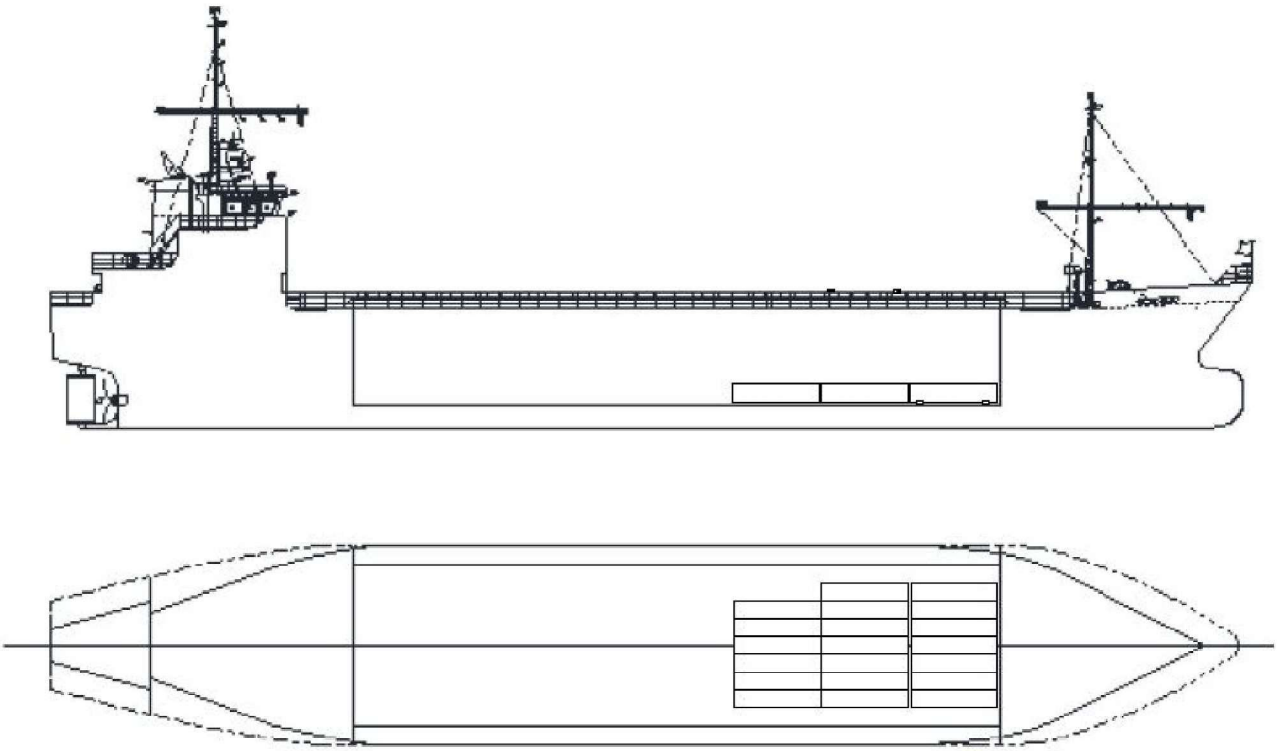
名　　称　　九州電力株式会社　川内原子力発電所

6．添付図

図－1　輸送容器構造図（MFC－1型）

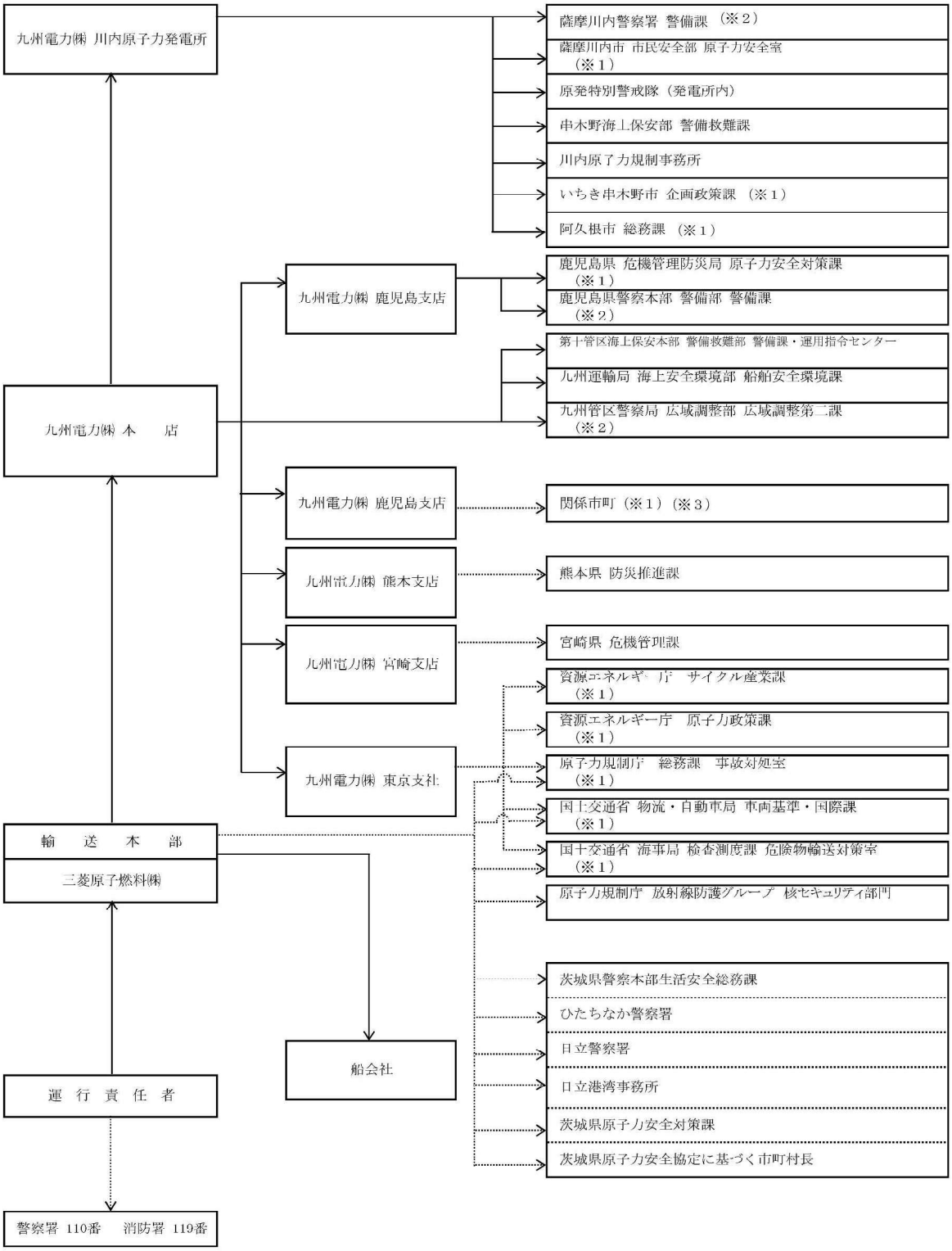


図－２　輸 送 船 積 付 図（例）



図－３　通常時及び異常時連絡体制　(1/3)

１．陸上輸送時（発送地側）



―：通常時及び異常時の連絡体制

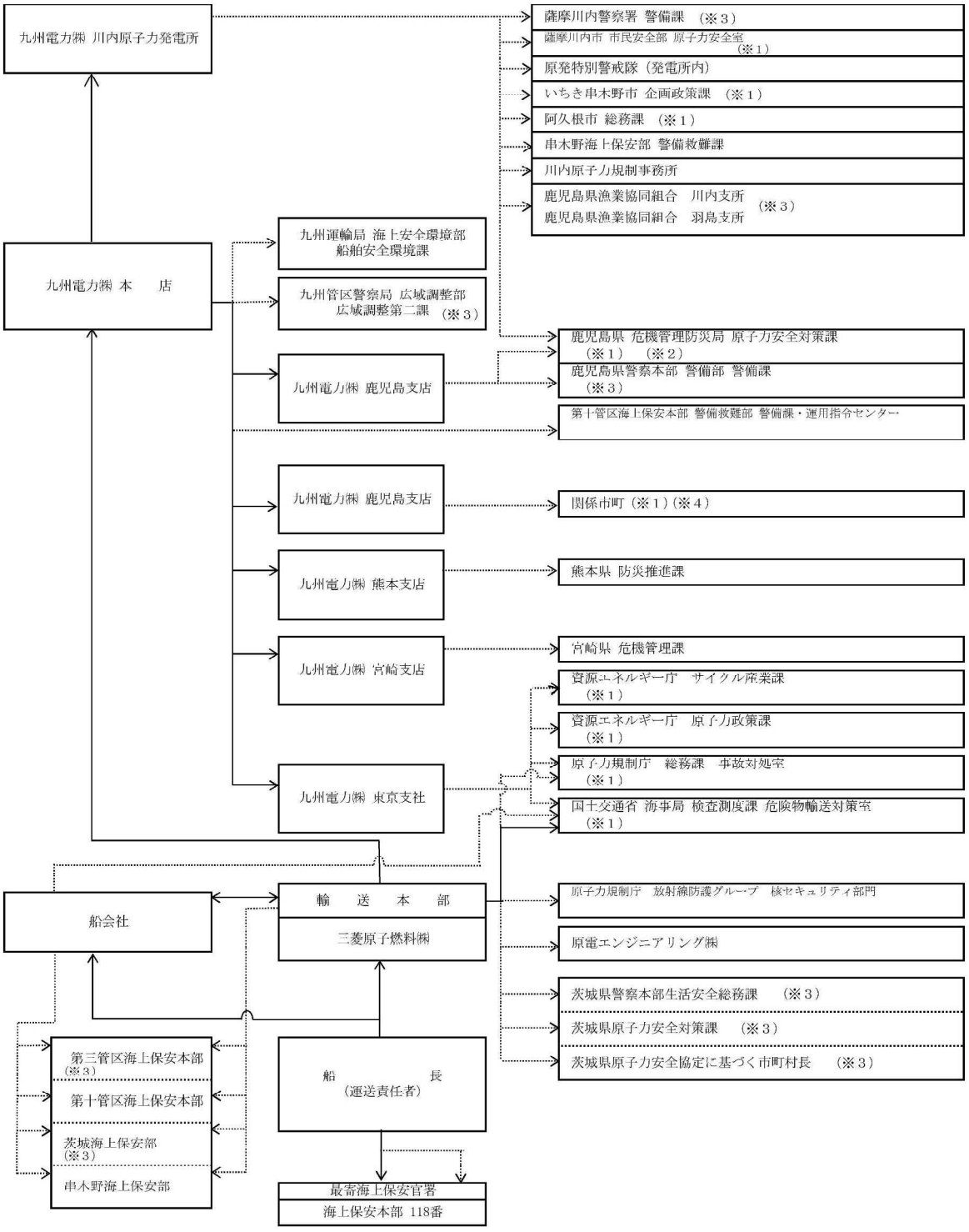
……：異常時のみ連絡

※１：異常時の第１報は本店から連絡

※２：必要に応じ連絡

※３：鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町

２．海上輸送



―：通常時及び異常時の連絡体制

……：異常時のみ連絡

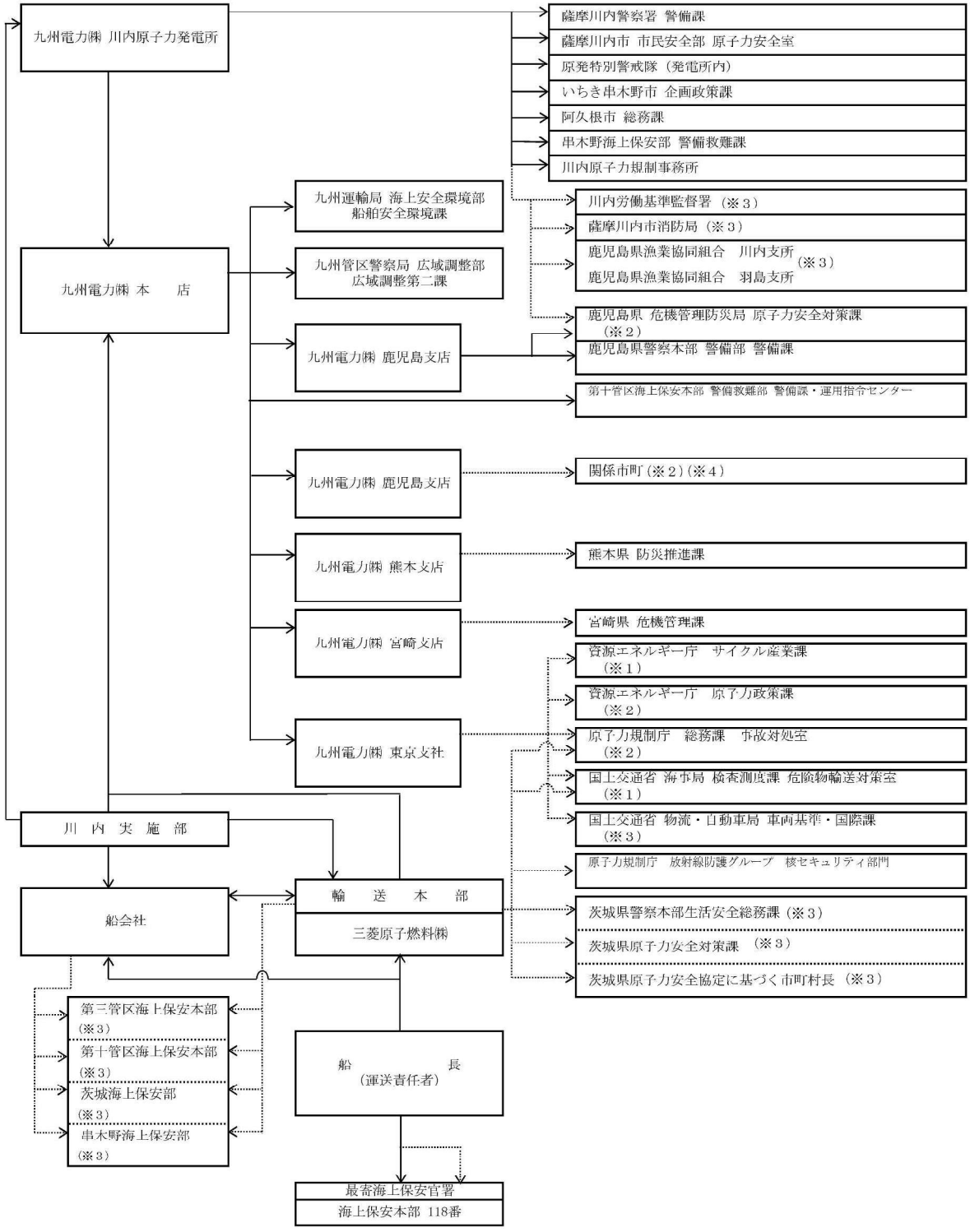
※１：異常時の第１報は本店から連絡

※２：発電所入出港時の異常時における第１報は川内原子力発電所から連絡

※３：必要に応じ連絡

※４：鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町

３．陸上輸送時（発電所構内輸送）



― ：通常時及び異常時の連絡体制

…… ：異常時のみ連絡

※１：異常時の第１報は本店から連絡

※２：異常時の第１報は川内原子力発電所から連絡

※３：必要に応じ連絡

※４：鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町